平成２２年（フ）第４０８号
広島県安芸郡府中町茂陰２丁目６番16―301号　テルオカビル
債務者　空田　辰彦
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２３号
広島県東広島市西条大坪町８番22号コーポ佳正Ｂ201号
債務者　竹中　純子（旧姓西山）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５１８号
福岡県糸島市潤３丁目４番16号
債務者　秋月　惠介
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６２２号
福岡市城南区友丘３丁目12番24号
債務者　齋藤　憲二
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４４号
福岡県朝倉市甘木2229番地３
債務者　西村　　満
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４５号
福岡県朝倉市甘木2229番地３
債務者　西村ヤス子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６４６号
福岡県朝倉市甘木2229番地３
債務者　西村　　実
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６７２号
福岡県太宰府市高雄１丁目3664番地255
債務者　小料理美智子こと　小林美智子
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７０８号
福岡県春日市岡本７丁目57番地
債務者　宮田　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７１５号
福岡市中央区小笹４丁目４番3423号
債務者　高樋　真弓
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７２１号
福岡県古賀市久保1340番地17
債務者　久門　友彦
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第６５号
北海道勇払郡むかわ町旭岡53番地
債務者　林　　恵
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２４号
北上市柳原町２丁目５番19号
債務者　平野　鉄平
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第２６号
岩手県花巻市北湯口第９地割181番地１
債務者　鎌田　清行
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３０号
岩手県北上市上野町２丁目21番６号　サイドヴィレッジ106号
債務者　城守　恭孝
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１２号
秋田県由利本荘市石脇字石脇79番地
債務者　橋本　良隆
1　決定年月日時　平成22年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第１２号
千葉県鴨川市貝渚2218番地１
債務者　神山絵里子（旧姓飯高）
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２２年（フ）第４９号
長野県大町市八坂14655番地１、前住所長野県安曇野市穂高柏原1705番地３　ハイツあけぼの107
債務者　丸山久美香
1　決定年月日時　平成22年４月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
長野地方裁判所松本支部